平成２８年（フ）第７３９号
札幌市西区西町南19丁目４番23号　アリコベール宮の沢305号
債務者　大倉　鉄也
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４０号
札幌市西区西町南19丁目４番23号　アリコベール宮の沢305号
債務者　大倉　幸子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
青森県十和田市稲生町５番32号　稲生町ゆうづるハイツＡ号、旧住所青森県三沢市大字三沢字下久保41番地27号　W252
債務者　馬場　恵美
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第２２９号
埼玉県越谷市大沢３丁目13番19号　コスモシティ北越谷205号
債務者　鈴木　陽介
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
埼玉県入間市豊岡３丁目８番15号
債務者　相良　徳哉
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９３号
埼玉県鶴ヶ島市富士見１丁目15番３－207号県営鶴ヶ島富士見団地
債務者　伊藤　陽子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２１１号
埼玉県富士見市諏訪１丁目10番14号
債務者　長島　佳美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９号
千葉県山武市蓮沼ニの4557番地18
債務者　八幡　　譲
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第８６号
静岡県伊豆市柏久保502番地の１
債務者　小野カヅ子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
静岡県沼津市西間門578番地
債務者　藤田　恒子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
名古屋市中川区豊成町１番４－713号（豊成団地）、従前の住所名古屋市中川区豊成町１番５－316号（豊成団地）
債務者　宮本万里子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９７号
名古屋市天白区平針５丁目102番地　アパートメントハウスアトリウム1003号
債務者　藤村　　徹
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８７号
名古屋市港区土古町１丁目34番地　新土古荘Ｔ－１棟308号
債務者　藤井　　勝
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１号
三重県度会郡大紀町滝原779番地、前住所三重県度会郡大紀町滝原452番地１　上村アパート３
債務者　林　　佳史
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第８６号
沖縄県浦添市当山２丁目25番15号　ハピネス102
債務者　富盛　　剛
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８４号
岩手県北上市大堤南３丁目５番３号　市営大堤住宅51号
債務者　八重樫信広
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９９号
盛岡市南仙北１丁目９番32号　デイサービスそら
債務者　草野　　功
法定代理人成年後見人　田口　輝夫
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部